

第3章 母体保護法第39条の改正等に関する提言

－受胎調節実地指導員の名称改正、ピルの販売権、講習会の充実－

【提言の理由】

平成14年度に「望まない妊娠の防止に関する研究」《平成14年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)佐藤研究班》において受胎調節実地指導員(以下実地指導員と略)の活動の現状について助産師1105名に対する全国調査を行った。その結果指導員の指定申請をして働いている者は約半数で、そのうちの約3割は「非常に意識して働いている」という回答であり、そのような対象者は受胎調節指導の実地や避妊具及び医薬品(避妊薬)の販売の率が高かった。施設内で働く助産師が大半を占める現在では、避妊具及び医薬品(避妊薬)の販売に直接関わる事が少ないため実地指導員としての活動実績が少ないという結果となったと言える。このように実地指導員の活動が活発化しない背景には実地指導員の資格を有する専門職へのその後の研修等の働きかけの少なさがある。また、筆者らが一般の生殖可能年齢男女に家族計画等のニーズ調査を行った結果(平成15年度)、実地指導員という言葉が全く周知されていないという結果を得た。このことは「受胎調節実地指導員」という用語の親しみにくさもあると考えられる。

しかし、一方では10代・20代の人工妊娠中絶の増加、性感染症(STD)の罹患の増加、日本では先進国では例外的にHIV感染の増加国であること、若年世代の性交渉の活発化などから、避妊やSTD予防を取り巻く社会情勢は危機的な状況にある。また、低用量ピル(平成11年6月16日正式認可)や銅付加IUDなどの新しい避妊法や女性用コンドーム(平成12年)というSTD予防の新しい手段が認可されたにもかかわらず、その使用は全く拡大していない。これらの普及には、用いる女性が科学的に正しい情報を十分得た上で使用を意思決定し、その正しい使用法について

習熟する必要がある。女性により近い場で活躍する実地指導員は女性に必要な情報を提供し、意思決定を支え、希望する避妊法の使用法をともに練習し、その後をフォローアップする専門家として最適な存在である。

我々はリプロダクティブヘルス・ライツを守る看護・助産専門職として、受胎調節実地指導員という制度のより一層の活用・充実に向けて以下のように提言する。

A. 母体保護法39条の医薬品(避妊薬)販売の特例に関して5年間の時限立法(平成17年7月31日)の継続を図っていただきたい。

受胎調節実地指導員が対象者に対して指導を行う際、最も適切な指導方法を選び、実際に必要な医薬品を用いて指導するとともに、その場で必要な医薬品を手渡して使用させることが避妊効果を上げるために必要であり、当該医薬品の性格上後日他の薬局等で購入させるのでは指導効果が著しく妨げられることになるため、第39条の医薬品販売の特例に関して5年間の時限立法の継続を図っていただきたい。

B. 母体保護法39条の医薬品販売に低用量ピルを追加していただきたい。

受胎調節実地指導員の制度化は昭和27年5月に遡る。当時人工妊娠中絶の増加対策の一環として受胎調節の普及を図るため優生保護法(現:母体保護法)の中に助産師・保健師・看護師に所定の講習会(母体保護法第15条2項)を行って受胎調節実地指導員の資格を認定する制度が設けられた。昭和30年には、受胎調節実地指導員に避妊用器具類の他に受胎調節に必要な医薬品の販売(母体保護法第39条特例)が加えられた。当時は看護職のうち助産師は地域に根づいて出産を中心とする業務内容とともに、一方では、女性の健康を守るため受胎調節普及運動に力を入れ、人工妊娠中絶の減少に多大な功績を

残した。しかし、法改正から約半世紀が経過した今日、同法 39 条の特例による避妊薬販売の種類は現在陰剤のみとなり全く時代変化に即さないものとなった。平成 15 年度の家族計画指導等のニーズ調査からみても、これからの避妊薬は内服薬のピルが注目される時代であると考えられる。また、人工妊娠中絶の対象は法制度化当時と全く様相が異なり、現在では 10 代・20 代の未婚者に問題が集中している現状である。そこで受胎調節実地指導員の活動の活性化と有効利用の側面から同法 39 条の特例に関しては時代変化に即した内容にしていく必要がある。

C. 受胎調節実地指導員の講習の充実を図っていただきたい。

低用量ピルは医師が処方する医薬品でありその販売・服薬指導には多くの薬理学の基礎知識及び低用量ピルに関する応用知識が

必要である。そのため実地指導員が低用量ピルの販売を可能にする法改正と同時に指導員の資格を持つ対象者に対する追加の講習が必要である。そのためのカリキュラムの充実が望まれる。

D. 受胎調節実地指導員を親しみやすい名称に変更していただきたい。

受胎調節実地指導員の名称を用いて活躍していない理由のひとつに「受胎調節実地指導員」という名称そのものの問題があげられている。「受胎調節」という用語が最近の一般の人々になじみにくいことや「実地指導員」では何をする専門家なのかが伝わりにくいことがその原因と思われる。そこで業務内容が分かりやすく、よりなじみやすい名称である「性の健康相談員」「避妊・家族計画実地指導士」等に改正することを提言する。

第4章 受胎調節実地指導員へのNEW『リカレント教育マニュアル』（別冊）

「望まない妊娠の防止に関する研究」分担班は、平成14年から平成16年の3年間、どうすれば受胎調節実地指導員の活動を積極的にして性を取り巻く諸問題の改善を図ることができるのかを目的に研究を進めてきた。その結果、受胎調節実地指導員としての活動を推進させるのは実践的な指導が行える技術の習得、装着が簡単な避妊具の開発、病院における専門窓口の開設、親しみやすい名称の変更等が、その要因として抽出された。

これまでの受胎調節実地指導員講習会は、家族計画の概念、避妊方法の説明等、理論的な内容が中心のものであったが、今回の研究により理論だけでなく実践に重点を置き、個別的な避妊方法の指導をすることが重要であるとの示唆を得ることができた。そのためには、性と生殖に関するアセスメント、セクシュアル・カウンセリング技術、指導技術、避妊具装着の実践能力を高める教育プログラムが必要だと確信した。とくに経口避妊薬（低用量ピル）の知識については、販売権獲得に向けた実践家育成への期待も高く、より専門的な知識の習得が望まれていた。そして将来的に経口避妊薬の販売権を獲得した際には、経口避妊薬の専門的な知識を習得した人が販売できることも目標にしていた。そのため、これまでの研究成果を指針として新しい視点でのリカレント教育マニュアル作成を作成した。既に受胎調節実地指導員として活動している人を対象に、時代のニーズに即した実践的な内容を盛り込み、活動の推進を促す内容に心がけた。

例えばペッサリーについては、名称や形の説明だけではなく、避妊具の装着技術が伴う指導レベルにまで到達させることである。また女性が避妊方法を選択する場合、医師の受診を必要とする場合でも、何が具体的な情報であるのか。地域の中で暮らす女性が、実際にその情報を使

って行動が起こせるように、地域に根づいた情報を受胎調節実地指導員自身が得ている必要性も述べている。つまり対象者の側に立った視点で、情報収集や指導が行えていることの必要性を強調した。さらにセクシャルカウンセリングでは、クライアントの話聞くことで、カウンセラーはそれぞれの対象者がなにを求めているのかを知ることができる。またクライアントのライフステージは、何が最も重要な情報であるのかを理解するための知識を提示している。新婚の若い女性だと、もうすこし出産までの間隔を開けたいので、それまでの一時的な避妊方法を考えている。または年配の女性だと卵管結さつ等を希望している。さらに未婚の若い男女は、もっと性感染症予防の知識を理解する等ある。

編集内容の項目は、以下のとおりである。

- I. 性に関する基本的な考え方
- II. 家族計画の歴史と関連法規
- III. セクシャル・フィジカルアセスメント
- IV. セクシャルカウンセリング
- V. 避妊法各論（避妊法と特徴、自然法、経口避妊薬、男性・女性用コンドーム、ペッサリー、殺精子剤、IUD、緊急避妊法、不妊手術）

以上、当該リカレント教育マニュアルは受胎調節実地指導員の皆様と共にあり、一緒に成長していきたいと思う。

実践力アップのための受胎調節実地指導員再教育プログラムの開発

分担研究者 宮崎文子

岡本喜代子、鈴木江三子、番内和枝、吉留厚子、林猪都子、中山晃志、渡部尚子

A. はじめに

近年の性行動の低年齢化に伴い、10代の人工妊娠中絶・性感染症の増加が目される中で、平成12年厚生労働省は、母体保護法の一部を改正する法律案に対する付帯決議をおこなった。その中に「女性の主体的な避妊を図る観点から、技術の進歩など情勢の変化を踏まえ、受胎調節実地指導員の養成・活用について検討すること」が盛り込まれ、受胎調節実地指導員の活動の強化が指摘されている¹⁾。しかし、平成14年度に筆者らが行った受胎調節実地指導員の認定講習会修了者（助産師対象）に対する実態調査の結果では、その活動は低迷していることが明らかになった²⁾。その要因としては、現行の受胎調節実地指導員の修了証書は、申請資格が与えられるが、活動の動機付けや十分な知識・技術が身につかないまま即実践に向き合うことが示唆された。認定講習会は1年コースの助産師学校および日本家族計画協会で行われているが、すでに認定講習会受講修了者（受胎調節実地指導員の申請資格者）の時代変化に即した再教育は積極的に行われていないことが大きな低迷の要因であると考えられる。それは前述の平成14年度に行った実態調査の結果から研修会受講ニーズが「ぜひ受けたい」「機会があれば受けたい」を合わせると、働く場所に関係なく約9割に見られたことにある。

平成15年度の研究では、更に、生殖可能年齢にある男女の避妊ニーズ調査を加えて、実態に即した受胎調節実地指導員育成プロ

グラムの検討に資することとした。

平成16年度は研究の最終段階であり、受胎調節実地指導員育成プログラムの開発を目的とする。しかし、育成プログラムの開発には2つの側面が考えられ、1つは資格認定プログラムであり、他の1つは再教育プログラムである。今回は、現在制度化されている受胎調節実地指導員の有効利用の側面から、これまで認定講習会修了者を対象にした再教育が殆どなされていないことや受胎調節実地指導員の即戦力が求められている現状を認識し、避妊指導スキル向上のための再教育プログラム検討の視点から考察を進め、再教育プログラムを開発し、その成果を明らかにする。

B. 専門家（受胎調節実地指導員）の再教育が必要な背景

1 受胎調節実地指導員の役割・機能

これからの受胎調節実地指導員の役割として、時代背景や受胎調節実地指導員の現状の問題点や生殖可能年齢の男女の避妊相談・指導のニーズ調査結果を踏まえ検討を重ねた結果、現時点では以下のように考えている。

受胎調節実地指導員の役割は、「適切な情報収集により対象者の妊娠やSTD罹患のリスクを査定し、査定した結果に基づいた近代的避妊法や確実なSTD予防法について医学的に正確な知識と技術の基に、具体的に実践（実地）指導を行う専門家」である。その機能としては以下のとおりであ

る。

- (1)適切な情報収集により妊娠や STD 罹患に対するリスクを査定し、そのクライアントのリスク・生活状況に合った避妊・STD 予防法の判断を行う。
- (2)上記の査定結果を適切に対象者に伝える（選択肢を示す）教育・コミュニケーション技術および意思決定を支える相談・指導・カウンセリングの技術を提供する。
- (3)近代的避妊法（低用量ピル、銅付加 IUD、緊急避妊法）の医学的に正確な知識の普及と使用前後の具体的なケア（フォローアップ）を提供する。
- (4)確実な STD 予防法（男性用コンドーム、女性用コンドーム、ピルとコンドームのダブルメソッド）の知識と具体的な使用法の普及を図り、教育したその場ですぐに使用可能なように現物を提供する。
- (5)避妊・STD 予防を中心に個人や集団に対して健康教育を行うが、それのみにとどまらない避妊法や STD 予防法の具体的な実践・実地の指導を行う。

2 受胎調節実地指導員の現状と課題

平成 14 年 10 月に「望まない妊娠に関する研究」分担班（平成 14 年度厚生労働省科学研究費補助金：子ども家庭総合研究事業—佐藤郁夫研究班）において、受胎調節実地指導員の活動の現状について全国調査を行った。調査分析対象は日本看護協会、日本助産師会の助産師会員 1105 名である。その結果、母体保護法第 15 条に基づき、受胎調節実地指導員の申請をして働いているものは約半数（51.6%）で、その中で「非常に意識して働いている」者は 33.3% に過ぎなかった。また近代的避妊法（低用量ピル、女性用コンドーム、銅付加 IUD、

緊急避妊法）研修会がピル解禁時（平成 12 年）前後に行われたが、研修受講者は 31.8% であり、受胎調節実地指導員の活動は低迷した状態である。しかし、研修未受講者の理由では 1 位は研修会があることを知らなかった（70.3%）、2 位は業務が忙しく時間が取れなかった（44.3%）であり、研修受講のニーズは「非常に受けたい」「機会があれば受けたい」をあわせると 89.2% であり、働く場所に関係なく研修を希望しているものが多いことが明らかになり、時代変化に即した再教育の必要性が示唆された。今後の課題として、「プロとして活動できる受胎調節実地指導員の再教育プログラムの開発」「受胎調節実地指導員（助産師）の意識改革」「受胎調節実地指導員の『名称変更』と業務拡大」、また、母体保護法第 39 条に関する要望として「ピルの販売権」「ピルの処方権」が挙げられた。このように受胎調節実地指導員は制度としては存在するものの、その意義が十分生かされない状況にあった。しかし、数は少ないが非常に指導員としての意識が高く積極的に活動を推進しているものも見られた。従って、意識の高い活動推進群と意識の低い活動停滞群に分けて活動推進群の要因を明らかにした。その結果、意識が高い群は、自身の性に対する意識が肯定的であり、近代的避妊法に関する研修率も高く、知識・技術が具体的に説明でき、指導を提供する頻度も高く、それに伴う避妊器具や医薬品の販売経験もあった。なぜこうした特徴が意識と活動に影響を及ぼすのかを事例分析した結果、指導員としての活動を推進していくには、性に関する意識が肯定的で、避妊の知識・指導技術（性のカウンセリング）・実技不足を解消させる講習会の提供等が指摘された。

3 生殖可能年齢にある男女の避妊相談・指導ニーズ

一方、平成 15 年度に一般の人々で生殖可

能年齢にある男女（但し 15 歳から女性は 49 歳、男性は 55 歳まで）を対象（1530 名）に避妊相談・指導に対するニーズ調査を行った³⁾。その結果、避妊相談・指導を受けたいと思っているものは、男女別年齢別にみると、女性では 20 代に最も多く、次いで 30 代以上、10 代の順であり、男性では 20 代、10 代の順に多いことが明らかになった。また指導を受けたい職種は全体では「看護職で避妊指導の専門家」（56.3%）が最も多く、男性（47.9%）より女性（61.2%）の方がそのニーズは高い。指導形態は男性が個人指導（38.0%）、女性が小集団指導（42.4%）を望むものが最も多い結果を得た。また各種避妊法の中で最も相談・指導内容ニーズが高いものは 20 代女性の低用量ピル（73.8%）、次いで基礎体温法（71.0%）、女性用コンドーム（63.9%）という特徴を得た。性がオープン化した現在、20 代の女性に女性主体の避妊法の人気が高まっていることがわかる。また、性行動が低年齢化した現在では、人工妊娠中絶や性感染症を取り巻く社会情勢は危機的な状況にあり、避妊や性感染予防について、より専門的に指導教育をする真の意味での専門家が求められている。これからの活動の方向としては女性主体の避妊法として低用量ピルの啓発及び女性用コンドームの積極的な普及活動に取り組むことが示唆された。これらの結果を十分に指導員再教育プログラムの開発に盛り込んでいかなければならない。

C. 再教育プログラム

1 再教育のねらい

現在受胎調節実地指導員の資格を持っている人の有効活用のための実践力アップに向けての再教育を行う。

2 再教育目標

上述の実態調査の結果及び時代変化に対応した内容を勘案して、受胎調

節実地指導員の即戦力アップには以下の視点が欠けていると考えられるので、それを補う教育目標を提起した。

(1)セクシャル・フィジカルアセスメント（リプロダクティブ・ヘルスアセスメント）ができる。

(2)各種避妊指導の実際ができる。

(3)性の価値観の自己分析ができる。

(4)家族計画のカウンセリングができる。

(5)思春期の性教育ができる。

3 再教育プログラム内容

看護職経験者を対象にするために、教育内容は受胎調節実地指導員の知識・技術不足部分を強調した内容を精選した。特に技術を伴う内容については演習を中心に編成した。具体的なカリキュラムは表 1 に示す。

(1)期間：3 日間 計 18 時間

期間設定の参考として、再教育研修（近代的避妊法）を受けなかった理由に、「業務が忙しくて時間が取れない」とする者が 44.3%（平成 14 年の実態調査結果）みられたため、実態に即した解決策として職務に支障のない受講しやすい期間を 3 日間と設定した。

(2)受講人数：実践力アップの視点から参加型講習会とするため経験年数 3 年以上で 30 人とした。

(3)講師：経験豊富な受胎調節実地指導員（助産師）5 名、経口避妊薬に研鑽のある産婦人科医師 1 名。なお、教育方法の演習（グループワーク）にはこの 5 名の助産師が全て指導に当たった。

4 再教育（講習）科目の展開の留意点

(1)家族計画の歴史と関連法規

家族計画の歴史に関しては、わが国では、特に敗戦後の家族計画普及運動

に助産師がどのように関わってきたのかを中心にふれ、今後思春期の性教育をはじめ女性のリプロダクティブ・ヘルス・ライツを支援するために助産師として果たすべき役割等について強調し、これからの受胎調節実地指導員としての活動の動機づけとした。

法律に関しては、母体保護法を中心に実地指導員の活動の法的根拠について述べ、その法律の母子保健活動に関する問題点と母体保護法第 39 条の改正に関連した今後の課題について強調した。

(2)セクシャル・フィジカルアセスメント

講義では、現在使用されている経口避妊薬の利用や、避妊具の装着時に注意しないといけない状態について詳細に説明することを心がけた。つまり、一般的に実施されているフィジカルアセスメントの知識は当然熟知しているとした上で、乳房を含む外性器の状態、出産時期、血圧、喫煙状態など、対象者が希望する避妊法の特徴と、それを利用する際の禁忌な状態について、具体的に説明することに留意した。

(3)性の価値観の自己分析

参加者が持つジェンダーやセクシャリティについての意識が指導内容に影響し、多様な価値観を受容するというよりも、指導者の価値観を押し付けることにならないように、参加者の性意識をそれぞれが自己認識できるように配慮した。この場合の性意識とはジェンダーとセクシャリティをいう。そのため講義形式は受講者の参加型として、提供した事例に対して自己の考えを述べてもらう。また、同時に他の参加者たちの考え方を知ることによって他者との違いも知る機会を提

供する。そして、これらの意見を基に対象者の人権を尊重した対応について説明した。

(4)セクシャルカウンセリング

講義では、カウンセリングを実施する際に広く推奨されているギャザー法を用いた演習を展開した。また、対象者と受胎調節実地指導員との人間関係構築理論を基盤に、モデルケースを提示した。具体的には実際に臨床現場で起こった指導場面をロールプレイで再現し、参加者にその場で起こったことの何が問題であり、それをどう対処すれば適切な指導につながるかを検討してもらった。その後、参加者同士のロールプレイを通して、性に関する指導をするときのタブーを学んでもらった。

(5)避妊薬に関する薬理学

堀内雅子編・著「低用量ピル適性使用マニュアル」のテキストを使用し、避妊法概論、経口避妊薬（避妊の作用機序、低用量ピルの種類、入手方法・費用・検査・禁忌、副作用、副効用、ピルの普及状態、中用量ピル）、性感感染症（STD）、ピルと性感感染症と若者の性、その他の避妊法などの知識導入と実際の避妊薬（経口避妊薬、子宮内避妊薬、膣錠等）の提示による講義を強調。これは、今後、受胎調節実地指導員が地域で活動する際、住民に正しい知識の情報を提供すると共に、ピルの普及や啓発活動のための基礎知識の解説とした。

(6)避妊法の選択 1：事例を通してのアセスメント

思春期・成熟期・更年期の避妊指導に関する実事例を提供し、参加者が事例に合った避妊法の選択についてアセスメントし、なぜそれを選択したか、その決定過程をロールプレイで演じ

る。それを基に全体の中で3組演じてもらい、接近方法（態度・話し方）等を含め議論し合い、自分の価値観のみでなく、他者の考え方の良いところを共有し合う方法で展開。

(7)避妊法の選択2：各種避妊法・指導の実際

受胎調節の指導にあたっては、基本的にはこの方法がいいという説明ではなく、各種避妊法の特徴を示して、対象に自主的に避妊法を選択してもらうことが前提となる。従って、現在日本で許可されている避妊法すべてを説明できることが対象のニーズに応えることとなるため、避妊技術を伴うもの（男性・女性用コンドーム、ペッサリー、ゼリー）を中心に各種避妊法及び指導の実際について強調した。

(8)思春期の性教育

*学童期（小学生）：小学期の性教育がどうしても必要であることを強調する。そのため講師（演者）が実際に警察での聞き取り調査から得た結果を基に、子ども達が受けた性暴力の実態を詳細に説明し、子どもに性被害や対応策の知識があればそれらが改善することを強調した。

*中学校：現在中学校で使用している教科書と地域で実施している性教育活動の経緯について説明し、実際の実践活動を通して開発した性教育プログラムを紹介した。プログラムの内容は、生徒が「いのちを大切にする」、「今を大切に生きる」ことを強調した内容

で具体的指導案を示しながら実際に性教育を行うときの指導に役立てることができるように解説を加えた。

*高等学校：実際の高校生の性教育の経験を踏まえ、ねらいを「今を大切に生きる、望まない妊娠の防止、性感染症予防」として、実際に実施ができるように、地域や学校との連携のとり方、性教育展開の留意点について強調し、講義展開に即応できる資料を配布し解説を加えた。

D 研究方法

受講対象者は受胎調節実地指導員の認定講習修了者であることとし、受胎調節実地指導員の活動に興味のある者に、日本助産師会総会（平成16年5月）の場を利用して呼びかけた。講習場所は東京都、受講期間は3日間、定員は30名、受講料は無料とした。講習会主催者は平成16年度厚生労働科学研究費補助金「望まない妊娠の防止に関する研究」班である旨を告げ研究に協力できる希望者を募り申し込みを先着順にし30名で締め切った。受胎調節実地指導員再教育プログラムは表1に示す通りで実施し、受講後別紙1に示す調査票に答えてもらうように依頼した。回答は強制ではなく自由意志である旨を説明した。講習期間は平成16年11月26日（金）～28日（日）の3日間である。

表1 受胎調節実地指導員再教育プログラム

日時	時限	講師	科目名	方法	内容
1日目			あいさつ		
	1時限	助産師	家族計画の歴史 と関連法規	講義	1.家族計画の歴史(戦前・戦後) 2.関連法規(母体保護法と医薬品販売)
	2時限	助産師	セクシャル・フィジカル アセスメント ^{注)}	講義	1 セクシャル・フィジカルアセスメント(身体的査定・評価) 2. セクシャル・フィジカルアセスメントの対象 (ライフサイクルから見た性の発達による分類) 3. セクシャル・フィジカルアセスメント技術 4. セクシャル・フィジカルアセスメントの進め方
	3時限 4時限	助産師	性の価値観の自己分析 セクシャルカウンセリング	講義 演習	1.ジェンダーと sex 2.性の価値観の自己分析を行う 3.セクシャルカウンセリング
2日目	1時限 2時限 3時限	産婦人科 医師	避妊薬に関する 薬理学及び性感染症	講義	1.避妊方法概論 2.経口避妊薬の種類 3.経口避妊薬の臨床効果と副作用 4.経口避妊薬の服用方法と諸検査 5.経口避妊薬の環境ホルモンとの関係 日本と諸外国の動向 6.銅付加IUDの臨床効果と副作用 7.膣錠(殺精子剤)の臨床効果と副作用 8.諸外国で普及している避妊方法の種類 (implant・埋没法 ホルモン注射法 スポンジ法) 9.性感染症(STD)
	4時限	助産師	避妊方法の選択Ⅰ	演習	1.事例を提供しアセスメントする(避妊方法の選択)、発表
	3日目	1時限 2時限	助産師	避妊方法の選択Ⅱ	演習
3時限 4時限		助産師	性教育	講義	1.小学生の性教育(50分) 2.思春期の性教育(中学生)(50分) 3.思春期の性教育(高校生)(50分)
			まとめ(30分)		

計 18時間 ただし、1時限は90分とする

注) ここでいうセクシャル・フィジカルアセスメントとは、一般的に実施されているフィジカルアセスメントの知識は当然熟知しているとしたうえで、乳房を含む外性器の状態、出産時期、血圧、喫煙状態など、対象者が希望する避妊方法の特徴と、それを利用する際の禁忌な状態について、具体的に把握するアセスメントの知識と技術をいう。

E. 結果

1 受講対象者の背景

受講者数は 26 名（当日欠席者 4 名）である。受講対象者の平均年齢は 48.7 歳（標準偏差 11.9 歳）で、年齢範囲は 28 歳～75 歳であった。

職種は助産師 25 名、看護師 1 名である。勤務場所は、保健所 8 名、病院 6 名、助産所 6 名、教育機関 4 名、診療所 1 名、無回答 1 名となっている。認定講習会終了後の経過年は平均 23.2 年（標準偏差 11.6 年）でその範囲は 3～54 年であった。

2 受講理由

受講理由を 4 項目から 1 つ選んでもらった。その結果は、「最近の避妊方法に関する知識を習得するため」13 名、「受胎調節実地指導員としての活動を実施するため」5 名、「最近の性の諸問

題を学ぶため」5 名、「その他」1 名、「無回答」2 名であった。

3 講習会受講で役立った内容

講習会の内容で知識や技術等 14 項目について自分の役に立った内容を全て選んでもらった。その結果を図 1 に示す。

最も役に立った内容は経口避妊薬の知識、高校生の性教育であり共に 76.9%、次いでペッサリーの装着方法 73.1%、小学校の性教育 69.2%、セクシャルカウンセリングと指導者の意識 61.5%の順の結果を得た。最も低かったのは膣錠（殺精子剤）の臨床効果と副作用 19.2%、コンドームの正しい装着方法 23.1%であった。

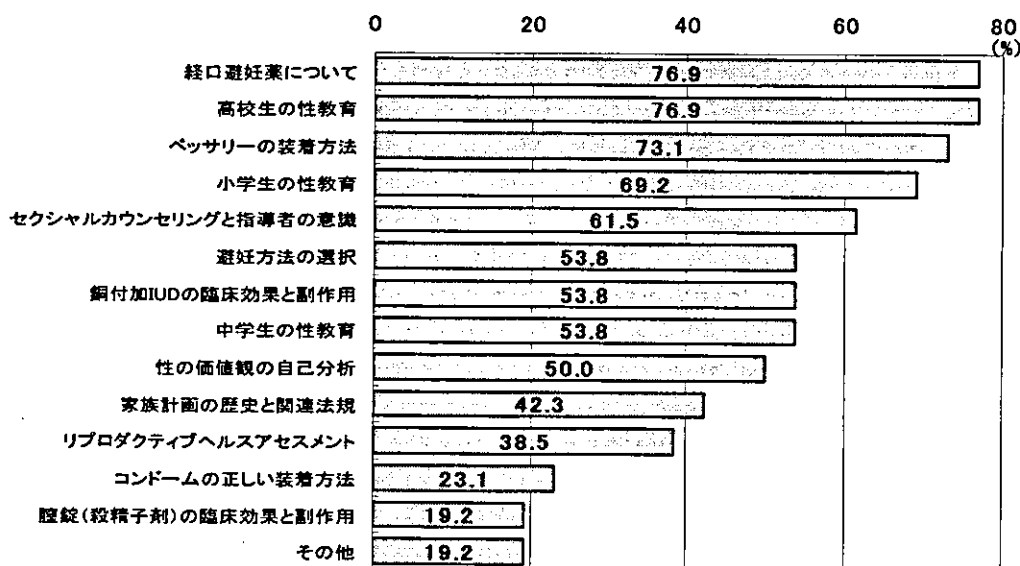


図 1. 講習会で役に立った内容 (n=26)

4 経口避妊薬について役に立つ内容

経口避妊薬について役立った内容を 5 項目で問い、該当するもの全てに○をつけてもらった。その結果を図 2 に示す。

図 2 より最も役に立った内容は、経口避妊薬の臨床効果と副作用が 84.6%、ついで経口避妊薬の種類 69.2%、順に経口避妊薬の服用方法と諸検査 57.7%であった。

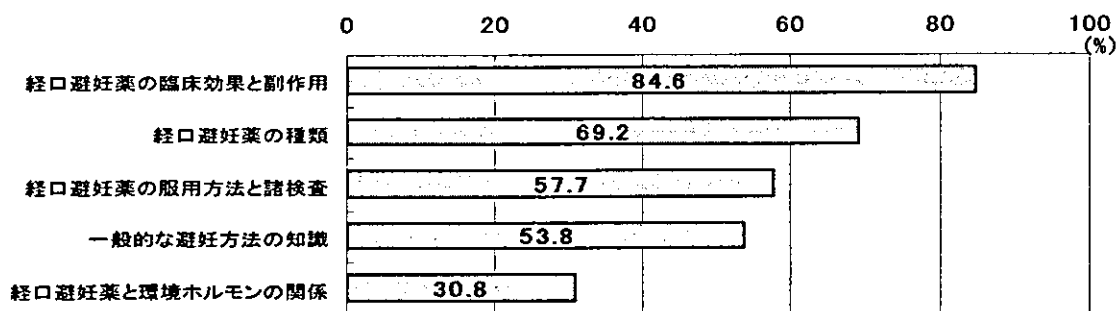


図 2. 経口避妊薬について役に立った内容 (n=26)

5 講習会受講による成果

受講による成果については、講習会の内容に対応させて 16 項目を設定し、「この講習会に参加する前からできていた」「参加したのでできると思う」「参加したができな

いと思う」の三件法で答えてもらった。その結果を図 3 に示す。これより全体的にみて「受講前よりできる」割合が低率な項目ほど「受講によりできると思う」割合が高い結果を得た。

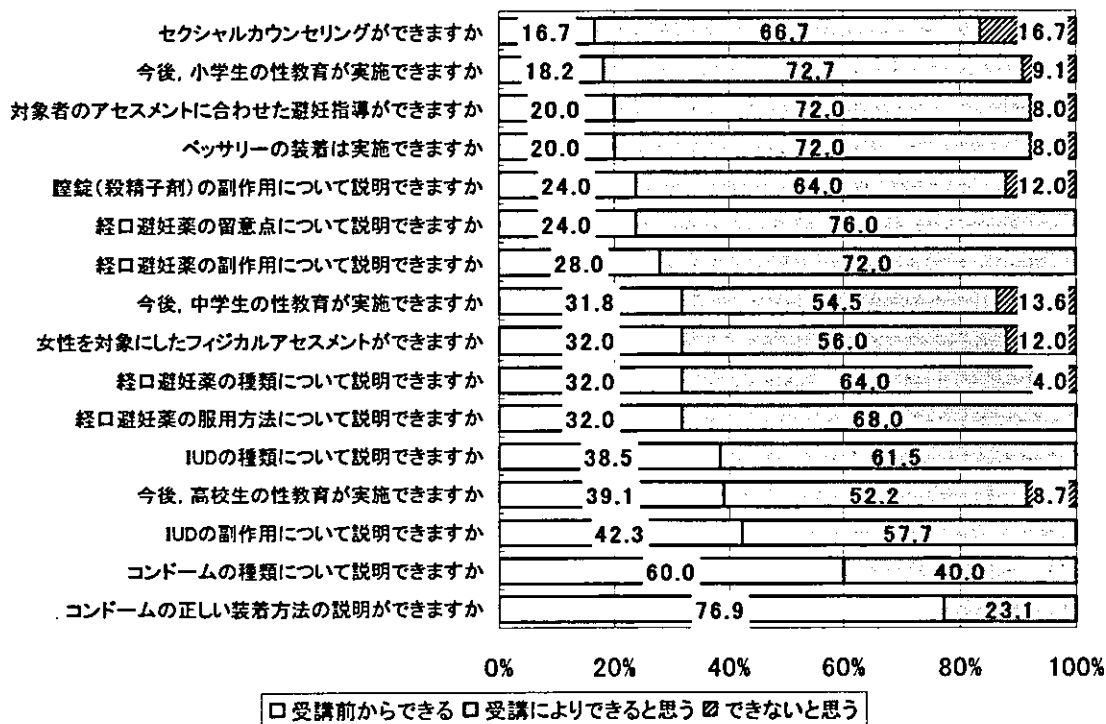


図 3. 受講による成果 (n=26)

これを具体的に教育目標に沿ってその成果を見ていくと、

(1)セクシャル・フィジカルアセスメントができるでは、受講前からできると答えた者が 32%、受講によりできると思うと答えた者が

56%、受講してもできないと思うが 12%であり、今回の受講による効果が過半数に認められた。

(2)次いで避妊指導の実際ができるに注目し、各種避妊法の成果の結果を見ると、まずコンドームでは、正しい装着方法の説明について

は、受講前からできるが76.9%、受講によりできると思うが23.1%で、これらを併せると100%の成果であった。順にIUDの避妊法の知識についてみると、副作用についての説明では、受講前からできると答えた者が42.3%、受講によりできると思うと答えた者が57.7%であり、これらを併せると100%という成果が認められた。IUDの種類の説明についても受講前からできるが38.5%、今回の受講によりできると思うが61.5%と併せて100%の成果がみられた。経口避妊薬については、種類と副作用と留意点の説明についてその成果を問うたところ、受講前からできるが、種類については32%、副作用については28%、留意点については24%であったものが、受講によりできると思うと回答したものが、それぞれ、64.0%、72.0%、76.0%とほぼ100%のものが説明できるようになった。ペッサリーについては装着の実地について問うた結果、受講前からできるが20%、受講によりできると思うが72%とほとんどのものが実地できると思うと回答した。最後にアセスメントに合わせた避妊指導の成果をみると、受講前からできるが20%、受講によりできると思うが72%となっており、受講の成果がみられた。

(3)セクシャルカウンセリングができるでは、受講前からできるが16.7%、受講によりできると思うが66.7%、受講してもできないと思うが16.7%の結果で、受講による成果がみら

れた。

(4)思春期の性教育ができるでは、小学校性教育の実施では、受講前からできるが18.2%、受講によりできると思うが72.7%と、ほとんどのものが受講による成果をみとめることができる。次いで中学校の性教育の実施においては、受講前からできるが31.8%、受講によりできると思うが54.5%と、できないと思うが13.6%であったが、過半数のものは受講によりできると思うと回答しており、その成果がみられる。高校生の性教育の実施においても、受講前からできるが39.1%、受講によりできると思うが52.2%、できないと思うものが8.7%という結果であり、過半数のものに講習会の成果がみられた。

6. 講習会の感想・意見について

25名からの感想・意見の記述があった。それをKJ法の手法を用い、類似内容を分類すると8領域に区分できた。それをまとめたものを表2に示す。

これより、8領域の中で受胎調節実地指導員としての活動への意欲の内容が多くみられ、活動の動機づけになったことが伺える。また、講習会の必要性の領域の内容として「このような講習会を定期的に行う必要がある」「ブロック毎に有料でよいので実施するとよい」等の積極的な意見が示された。一方、受胎調節実地指導員としての活動の疑問として、「講習会での性教育はやや活動が拡大しているようだ」という批判的意見もみられた。

表2 講習会の感想意見 (n=25)

1	講習会参加の目的	①学校卒業後学びなおす最新の知識を得る機会がなかった
		②社会情勢にあった講義を求めてまいりました
		③最近の受胎調節について知識を得られたことは役に立った
		④他県の情報を知ることで内容の検討ができる
2	受胎調節実地指導員としての振	①講習会を受けると日々の業務を振りかえる機会になり、改めて必要性を感じる
		②受胎調節実地指導員として仕事が本当にできると確信ができたような気がする

	り返り	③現在活動していることの裏づけ ④今までわかっていると思っていたのがより頭の中でつなげることができた ⑤受胎調節実地指導員として活動していなかったことを反省しています
3	受胎調節実地指導員としての活動への意欲	①来週の小学校（PTA）性教育に役立てます ②出前講座時、本人の希望に添えるよう努力していく ③避妊指導や性教育をしたいと思うようになった ④施設の中で助産師として頑張っていこうと血が熱くなった ⑤受胎調節実地指導員の名前も今後は広く普及するよう努力したい ⑥指導員として自覚、活動意欲がわいた ⑦これから開業助産師として行動ができると思う ⑧性教育やベビーマッサージを中心に地域で頑張っていく ⑨もっと力をつけて発言していかないといけないと思う ⑩開業したので地域から活動を少しずつ始めてみたい ⑪ベッサリーについて今まで話をしていなかったのだが、今後指導の中に入れていく ⑫今まで小中高の性教育をしていたが、より生徒に満足できるよう努力していきたい
4	思春期援助の難しさ	①思春期の特性や現在思春期にある子どもたちの特徴がつかめず難しい
5	ネットワーク作りの必要性	①保健師、養護教諭、助産師と協力して行きたい ②ネットワークづくりが必要
6	講習会の必要性	①このような講習会を定期的に行う必要がある ②ブロックごとに有料でよいので実施すると良い
7	受胎調節実地指導員の名称変更	①受胎調節実地指導員の名称を変えたほうが良い
8	受胎調節実地指導員としての活動の疑問	①受胎調節実地指導員講習での性教育はやや活動が拡大しているようだ ②受胎調節実地指導員の有効活用方法についてまだわからない

F 考察

上記の結果から再教育プログラムの内容の適正及び今後の検討課題について考察を加えた。

1 再教育プログラムの評価

受胎調節実地指導員としての活動は、必要に応じて対象の問題をアセスメントし、それに対処していくことである。この講習会の受講理由をみると「最近の避妊法の知識を習得するため」が13名(50%)、「受胎調節実地指導員としての活動を実地

するため」が5名(19%)、「最近の性の諸問題を学ぶため」が5名(19%)が主な理由であった。このことから知識と概念を補足して、この活動に自信を持って積極的に望もうとする姿勢が伺えた。問題解決(考える)の根底をなすものは豊かな知識と経験であり、これらを活かそうとする学習者と講師陣のニーズに応じた構えが要求され、受講科目の留意点に示したような内容に沿って努力した結果である。

再教育(講習)内容の成果については図

3にみるように、今回の講習会受講前から「実地指導ができる」内容16項目をみると、コンドームの正しい装着法・種類の説明以外は50%に満たず、さらに30%未満の内容は経口避妊薬の副作用・留意点、膣錠（殺精子剤）の副作用、ペッサリーの装着の実地、対象者のアセスメントに合わせた避妊指導、小学生の性教育の実施、セクシャルカウンセリングであった。この点が不十分であることが明らかであり、受胎調節実地指導員としての活動に自信がなく、低迷していたことが伺える。受講後の結果をみると、すべての項目のほぼ85%が「できると思う」という結果（図3）は、過去に受けた知識や経験と呼び起こし、更に最新知識導入によりこのような成果に繋がったと考えられる。しかし、セクシャルカウンセリングの項目では受講前から「できる」と回答した者が16.7%と最低であり、受講後も「できないと思う」者が16.7%と最高を示したことは、過去の学習体験が少ないことが考えられ、講習内容の重点課題として一考を要する。今後は受講者の性カウンセリング経験に応じた研修期間・方法・内容を考慮すべきであると考えられる。なお、今回の一度の講習会でこれだけの成果がみられたことは、実施した内容の再教育の必然性が伺え、期間も3日間が妥当であったと考えられる。さらに対象人数が30名と少ないこと、講義方法に演習を加え参加型にしたこと等も効を奏したと考えられ、再教育としては非常に有意義な内容であったと評価できる。ただ、受講生の背景が保健所・助産所勤務等の地域性の強い場所で働いている者が過半数を占めたことから、このように高い受講成果がみられたと推察される。

- 2 ニーズに沿った講習会は「活動のきっかけ」をつくる
講習会の感想意見（表2）からみて受胎調

節実地指導員としての活動への意欲の内容が多くみられた。なかでも「避妊指導や性教育をしたいと思うようになった」「施設の中で助産師として頑張っていこうと血が熱くなった」「指導員としての自覚、活動意欲が沸いた」「開業したので地域から少しずつ活動を始めていきたい」「これから開業助産師として行動ができると思う」「ペッサリーについて今まで話をしていなかったが、今後指導の中に入れていく」などという感想が寄せられたことは、一般的に教育評価（成果）として知識と態度（心構え）は行動に影響すると言われているように、知識が深まり、指導員としての態度（構え）が活動意欲（きっかけ）として表出されたものと考えられる。さらに、受胎調節実地指導員としての振り返り、このような再教育やネットワーク作りの必要性等、建設的な意見がみられたことは、今回の再教育内容の意義があったと考えられる。

3 再教育プログラムの今後の検討課題

一方、受講者の感想意見の中には、受胎調節実地指導員の再教育に思春期の性教育を含めることはやや活動が拡大しているのではないかと疑問が投げかけられた。しかし筆者らは、性教育の低年齢化等の社会情勢に沿った活動を展開する必要があり、男女及び未婚者・既婚者を問わず対象の性に関する問題に接近していくことで、問題解決の糸口を捉えていきたいと考え、性教育を再教育内容に入れることを試みた。肯定的な意見として「今まで小・中・高校の性教育をしてきたがより生徒に満足できるように努力していきたい」「性教育やペピーマッサージを中心に地域で頑張っていく」等があり、性教育と受胎調節実地指導は活動に補完関係を成すことも考えられる。この再教育カリキュラムをベースにして更なる検討・改善を行い、受胎調節実地指導員の質

向上に努めていきたい。今回は再教育内容に重点を置き検討を重ねてきたが、企画運営実施に関する問題が残された課題として挙げられる。

引用文献

厚生省児童家庭局母子保健課長：母体保護法第 15 条 1 項の規定に基づく避妊用器具の指定について 児母第 35 号 平成 12 年 5 月 31 日通知文（各都道府県・政令市・特別区の母子保健主管部局長あて）、7 ページ。
宮崎文子 他：受胎調節実地指導員の活

動の現状と課題 - 受胎調節実地指導等に関する実態調査より -、平成 14 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書（第 6/11）、421 ページ

宮崎文子 他：求められる受胎調節実地指導員のあり方に関する検討 - 家族計画指導（避妊相談等）に関するニーズ調査より -、助産師 Vol.58, No.4、62 ページ、2004

調査票添付

再教育成果のアンケート（主観的に作成）

調 査 票

以下の問いのうち、当てはまる数字に○をつけるか、() 内に数字をご記入ください。

1. あなたの年齢は何歳ですか。 満 () 歳

2. 職種の種別を下記より選んでください。
 ①助産師 ②保健師 ③看護師 ④養護教諭 ⑤その他 ()

3. あなたの勤務場所はどこですか。
 ①保健所 ②病院 ③診療所 ④助産所 ⑤教育機関 ⑥訪問看護ステーション
 ⑦その他 ()

4. 受胎調節実地指導員として認定講習を受けてから、何年になりますか。() 年

5. この講習会を受講した理由をお答えください。もっともあてはまるものに1つ○をつけてください。
 ①受胎調節実地指導員としての活動を実施するため。
 ②最近の避妊方法に関する知識を習得するため。
 ③最近の性の諸問題を学ぶため。
 ④その他 ()

6. 講習会の内容で、知識や技術等、自分の役に立った内容はどれですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。
 ①家族計画の歴史と関連法規 ②セクシャル・フィジカルアセスメント
 ③セクシャルカウンセリングと指導者の意識 ④性の価値観の自己分析
 ⑤経口避妊薬について ⑥避妊方法の選択
 ⑦銅付加 IUD の臨床効果と副作用 ⑧コンドームの正しい装着方法
 ⑨ペッサリーの装着方法 ⑩膣錠（殺精子剤）の臨床効果と副作用
 ⑪小学生の性教育 ⑫中学生の性教育
 ⑬高校生の性教育 ⑭その他 ()

7. 経口避妊薬について、講習会で役に立った内容はどれですか。あてはまるもの全てに○をつけてください。
 ①一般的な避妊方法の知識 ②経口避妊薬の種類 ③経口避妊薬の臨床効果と副作用
 ④経口避妊薬の服用方法と諸検査 ⑤経口避妊薬と環境ホルモンとの関係

8. 次の項目について、当てはまる箇所[○]に丸印をつけてください。

番号	質問項目	この講習会に 参加する前から できていた	この講習会に 参加したので できると思う	この講習会に 参加したが できないと思う
1	セクシャルカウンセリングができますか			
2	女性を対象にしたフィジカルアセスメントができますか			
3	ペッサリーの装着は実施できますか			
4	コンドームの正しい装着方法の説明ができますか			
5	コンドームの種類について説明できますか			
6	経口避妊薬の種類について説明できますか			
7	経口避妊薬の服用方法について説明できますか			
8	経口避妊薬の留意点について説明できますか			
9	経口避妊薬の副作用について説明できますか			
10	IUDの種類について説明できますか			
11	IUDの副作用について説明できますか			
12	膣錠(殺精子剤)の副作用について説明できますか			
13	今後、小学生の性教育が実施できますか			
14	今後、中学生の性教育が実施できますか			
15	今後、高校生の性教育が実施できますか			
16	対象者のアセスメントに合わせた避妊指導ができますか			

9. その他、この講習会に対するご意見、ご感想などがあればご記入ください。

()

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

第2章 受胎調節実地指導員（助産師）による性教育（思春期）の活動効果

第1項 児童参加型性被害予防教育教材（CD-ROM）の開発と子ども達の反応

広島県立保健福祉大学

鈴井江三子 平岡敦子 蔵本美代子

A. 緒言

1999（平成11）年、「子どもと家族の心と健康」調査委員会は子どもに対する性的虐待被害の全国調査を行った。その結果、地域社会の身近なところで年少時の子どもに対する性的虐待の被害が予想以上に多く、大人はこれを認識する必要があると指摘している。そして小学生またはそれ以前に性的虐待を受けたことを記憶している人数は、女性の場合15.6%、男性の場合5.7%であり、小学生まででみれば女子の6.4人に1人、男子の17.4人に1人の割合で被害を受けていたと報告している。さらに性的虐待の割合が高かった状況は、「むりやり裸や性器を見せられた」、「乳房に触られた」、「性器に触られた」であり、加害者との関係でみると、性器に対する侵害度の高い項目ほど、その相手は子どもにとって親密な関係にあり、信頼のよりどころである身近な相手、例えば実父、養父、祖父、兄弟、親戚、教師等であった。つまり子どもに「知らない人についていけないように」という指導では不十分であるという。そして子ども達が被害者とならないためには、幼児期からの予防教育が急務であり、子どもに身を守るための権利があることを教えて、自己を表現するまたは自己を守る知識をもたせるための、具体的な教育が必要であると示唆している¹⁾。

こうした背景をうけて、2000（平成12）年、本研究班は広島県内の若者を対象に若者の性行動や性に関する相談方法、及び性的嫌がらせを受けた経験の有無や、それに対する現在の心理状態等の実態調査を行った。その結果、性的嫌がらせを受けた経験を有する者は男性に比して女性の方が圧倒的に多く、女性の4人に1人が何らかの性的嫌がらせを受けた経験を持っていた。また性的嫌がらせを受けたときの年齢は思春期までが最も多く、女性69.0%、男性75.5%であり、全体の7割強をしめていた。とくに幼児期・学童期の女兒11人(19.0%)であることから、女兒の5人に1人が何らかの性的嫌がらせを受けていることは注目すべきであった²⁾。さらに性的被害を受けた人の現在の心理状態は、今でも心理的負担があると答えた人は女性42人/58人中(72.4%)、男性0人/9人中(0%)であった。他方、「今はなんとも思わない」と答え、心理的負担がないと答えた人は女性16人/58人中(27.6%)、男性9人(100%)であった。そして具体的な心理状態をみた場合、「今でも不快感がある」17人(26.6%)、「思い出さたくない」13人(20.3%)、「今でも忘れようとしている」6人(9.4%)、「今でも精神的に悩んでいる」6人(9.4%)であった。つまり男性の場合は性的嫌がらせを受けても、その後心理的負担は改善

されているが、女性の72.4%は、現在でも心理的負担を有していることが明らかになった。ただしこの場合、男女間の人数に差があるため、これだけでは男性の方が、心理的負担が改善されやすいとは言いきれない。

警察庁の報告によると、2002（平成14）年に起きた略取誘拐事件は251件であり、小・中学生が被害にあった事件は44.2%を占め、社会での孤独を癒してくれる対象として子どもが狙われていることから、その後も増加傾向にあるという³⁾。しかしながら性的被害全体をみても実態と届出数に大きな乖離があり⁴⁾、その一方で、性的被害を受けた女性を支援する社会体制は不十分である。性暴力の後遺症である外傷性ストレス障害のカウンセリングを提供する施設も少ないとされている⁵⁾。特に子どもへの支援体制は手つかずといえる。

こうした状況を踏まえて、子供の性的被害を防ぐ予防教育の重要性が指摘されてきた。最も代表的なものにCAP（Child Abuse Prevention）の活動が挙げられる。学校現場において展開される寸劇であり、大人達が子どもに扮して被害の状況を演出するものであり、CAPの活動は広く知られているものである。しかしこの方法は人的資源と活動範囲に制限があり、同時期にマクロレベルでの事業展開をするのは困難であるというデメリットがある。そのため急増する子どもの被害を改善するために、2004（平成16年）2月、次代を担う青少年の健全育成などへの取り組みを目的として、広島県は少年犯罪を防止する研究プロジェクトを行うと新聞報道を行った。この事業

は県、県教委、県警の職員が専門チームを結成し、県内の全小学校で犯罪防止教室などを展開するものである。だが、その取り組みは性暴力に特化したものではない⁶⁾。

したがって本研究班では「自分の身は自分で守る」という意識を持たせるために、学童期からの危機管理意識を育成し、学校などにおいて継続して意識の啓発を行うことを目的に、児童参加型性被害予防教育教材を開発した。そこで今回は、開発した児童参加型性被害予防教育教材の内容と、それをを用いて指導した際の子供達への反応について報告する。

B. 児童参加型性被害予防教育教材（CD-ROM）の内容

本教材内容はコンピューターを用いて行なう教材であり、子ども達に伝える内容を選択してCD-ROMにプログラムしている。内容は、子どもが暮らす社会の中で、多様な性被害の状況の中から最も多いと考えられる被害状況を9つ選択して、どういった内容が性暴力なのか、簡単なアニメーションを用いて示している。具体的には家庭、公園、幼稚園、路上、友人の家、デパートのトイレ等、5つの環境を抽出し、そこに性的被害の状況を9つ盛り込んだものである。また9つの場面を通じてどういった内容が性的被害であるのかを伝えると同時に、全体を通して「知らない人」だけでなく、「知った人」も性暴力の加害者になる可能性があることを説明している。つまり9つの場面設定と10の内容を盛り込んでいる。

本教材を使用する子どもは、町の風景

の中に盛り込んでいる9つの場面を検索し、自分の興味のある場面をクリックすることで、設定した場面が映し出されるようになっている。なお場面に示す9つの内容は、以下のとおりである。

1. 児童参加型性被害予防教育教材に示す9つの場面

- (1) トイレに一人で行く
- (2) 車に誘われる
- (3) 道を聞かれて教えた際に、性器を見せられる
- (4) お友達が連れて行かれたのを大人に教える
- (5) スカートの下を覗く
- (6) 股間を足でくすぐる
- (7) 叔父さんに性器を触られる
- (8) 親しいおじさんに誘われて、身体を触られる
- (9) 友達のお兄さんに家の中に誘われ、身体を触られる

2. 10の内容

上記の内容にくわえて、9つの内容を通して、(10)「知らない人だけでなく、知った人にも気をつける」ように説明している。そして10の内容を通じて、性暴力の種類、起こりやすい状況、加害者になる人はどういった人であるのかを説明し、そのためにどういったことに気をつけないといけないのかを語りかけている。

3. 指導のポイント

本教材の9つの場面には、其々の場面に合致した指導のポイントがある。

以下に、5つの日常生活環境と、9つ

の場面につけたタイトル、およびそれに沿った指導のポイントを示す。

【幼稚園】

(1) パンツ丸見え遊び

Q. みんなもスカートをはぐられたり、ズボンを引っ張られたりしたらどんな気がする？

A. みんなも人にされて嫌なことはお友達にしたら駄目だよ。パンツのなかは大切なところだからね。みんなも小さな子どもに、パンツを脱いでって言ったら絶対駄目だよ。パンツを脱がないと、「もう遊んであげないよ」って言われたら、そんなことを言うお友達とは、もう遊ばなくてもいいからね。

(2) 電気アンマン

Q. この中で、電気アンマンをされたことがある人？誰にされた？

A. 電気アンマンは、身体の中でも大切なパンツの中にある「性器」を足でくすぐることだから、大切なところを足であそぶのだけはやめてもらってね。それとパンツの中だけでなく、それ以外のところも、気持ちが悪いとか触るのを止めてもらいたいなと思った場合は、ちゃんと「止めて」ねっていおうね。それでも止めない場合は、ママやパパに話して止めてもらってね。

【お家】

(3) お兄ちゃんの甘いお誘い

Q. どうしてお兄ちゃんは、お友達がいないのに、お家の中に入って待って